

# 札幌市

## 家庭ごみ処理手数料収納事務の手引き

### ■家庭ごみの出し方

	分別区分	品目	使用する袋等	収集回数
有料	燃やせるごみ	生ごみ、汚れた紙 など	指定袋	週2回
	燃やせないごみ	ガラス類、小型家電製品 など	指定袋	4週1回
	大型ごみ	家具類、家電製品 など	大型ごみシール	週1回 (申込)
無料	びん・缶・ペットボトル	びん、缶、ペットボトル	透明・半透明袋	週1回
	容器包装プラスチック	トレイ類、チューブ類 など	透明・半透明袋	週1回
	雑がみ	紙箱、包装紙 など	透明・半透明袋	2週1回
	枝・葉・草	庭木の剪定枝、刈芝、落ち葉など	透明・半透明袋	4週1回※

※「枝・葉・草」 収集開始：5月 収集終了：11月中旬～12月中旬（地区により異なります。）

令和5年1月改定

札幌市

## 家庭ごみ処理手数料収納事務の手引き 目次

<b>第1 収納事務の概要</b> .....	1	<b>1 手数料の収納と指定袋等の交付について</b> ..	10
1 指定袋と大型ごみシールについて.....	1	(1) 手数料の収納と指定袋等の交付.....	10
(1) 指定袋.....	1	(2) レシート及び領収書の表示.....	10
(2) 大型ごみシール.....	1	<b>2 不良品に関する市民対応について</b> .....	11
(3) 交付単位及び発注単位.....	1	(1) 未使用の不良品が持ち込まれた場合..	11
2 収納事務の概要について.....	2	(2) 1枚単位で不良品が持ち込まれた場合	11
<b>第2 収納事務委託契約</b> .....	3	(3) 不良品現物がない場合.....	11
1 受託者の要件等について.....	3	<b>3 指定袋等の適正管理について</b> .....	11
2 申請手続きについて.....	4	(1) 指定袋等の適正管理.....	11
(1) 提出書類等.....	4	(2) 出納簿の記帳.....	12
(2) 申請方法.....	4	(3) 指定袋と大型ごみシールの数量管理..	12
3 契約の形態について.....	5	<b>第5 ごみ処理手数料の払込み</b> .....	13
4 収納事務委託料について.....	6	1 現金払込書と明細書の送付について.....	13
5 申請内容の変更や契約解除について.....	6	2 ごみ処理手数料の払込みについて.....	13
(1) 申請内容の変更等について.....	6	(1) ごみ処理手数料の払込み.....	13
(2) 契約の更新について.....	6	(2) ごみ処理手数料の未払いについて....	13
(3) 契約の解除について.....	6	<b>第6 その他</b> .....	14
6 申請から指定袋等の取扱いまでの流れ....	6	<b>第7 お問い合わせ先</b> .....	14
<b>第3 指定袋等の発注と配送</b> .....	7		
1 指定袋等の発注と配送について.....	7		
(1) 指定袋等の発注.....	7		
(2) 配送スケジュール.....	7		
(3) 発注時の注意事項.....	7		
(4) 指定袋等の受領.....	8		
2 不良品の交換について.....	8		
(1) 製造や輸送の段階で生じた不良品....	8		
(2) 取扱店において生じた破損等.....	9		
<b>第4 手数料の収納と指定袋等の交付・管理</b> ... 10			

## 第1 収納事務の概要

### 1 指定袋と大型ごみシールについて

#### (1) 指定袋

「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」は、指定袋に入れて排出しなければなりません。(平成21年7月有料化)

資源物(「びん・缶・ペットボトル」、「容器包装プラスチック」、「雑がみ」、「枝・葉・草」)は中身の見える透明・半透明のごみ袋やレジ袋で排出することができます。

#### (2) 大型ごみシール

大型ごみの収集は、**事前に**「大型ごみ収集センター」(電話：281-8153)への申込みが必要です。大型ごみは、収集当日の朝、大型ごみ処理手数料シール(以下「大型ごみシール」といいます。)を貼付して指定された場所(玄関前など)に出します。(平成10年1月有料化)

#### (3) 交付(販売)単位及び発注単位

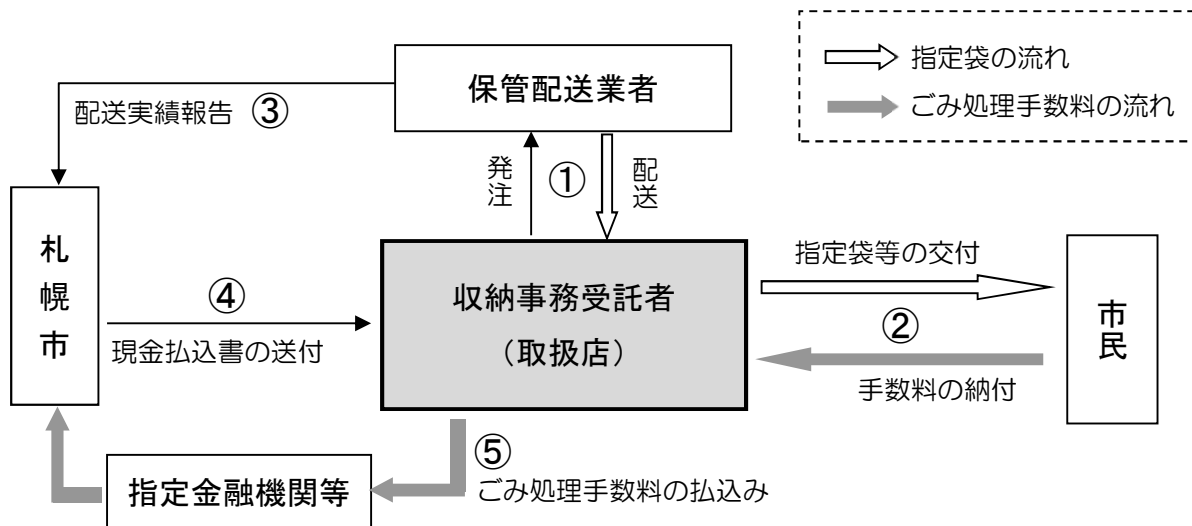
種類	容量	交付(販売)単位 <sup>※2</sup>		発注単位	
		入数	手数料額	入数	手数料額
指定袋	5リットル	10枚/組	100円	50組/箱	5,000円
	10リットル	10枚/組	200円	50組/箱	10,000円
	20リットル	10枚/組	400円	50組/箱	20,000円
	40リットル	5枚/組	400円	100組/箱	40,000円
大型ごみシール <sup>※1</sup>	200円券	1枚	200円	10枚/冊	2,000円
	500円券	1枚	500円	10枚/冊	5,000円
	900円券	1枚	900円	10枚/冊	9,000円

※1 大型ごみには1,300円と1,800円の区分があります。この場合は組み合わせて交付します。(1,300円：900円券1枚+200円券2枚、1,800円：900円券2枚)

※2 指定袋は、レジ袋の代替品等として枚数単位での販売も可能です。枚数単位での販売を検討されている場合は事前に環境局循環型社会推進課までご連絡ください(既に委託契約を締結している場合は、契約改定が必要となります)。

## 2 収納事務の概要について

札幌市では、市民の皆さまから家庭ごみ処理手数料（以下「手数料」といいます。）を徴収し、引き換えに指定袋又は大型ごみシールを交付する事務（以下「収納事務」といいます。）を小売店に委託して行っています。



毎月7日まで	保管配送業者が前月分の配送実績を札幌市に報告 ③
毎月15日頃	前月の納品数分の現金払込書を受託者あてに郵送 ④
毎月月末まで	指定金融機関等で手数料を払い込む ⑤

## 第2 収納事務委託契約

### 1 受託者の要件等について

受託者（取扱店）は、次の(1)から(10)までの全ての条件を満たす必要があります。

- (1) スーパー、コンビニエンスストア、ホームセンター、ドラッグストアその他の小売店であって、店舗の形態を有し、指定袋等を市民に直接交付すること。ただし、市民に直接配達し、指定袋等を交付する場合は、必ずしも店舗の形態は要しません。

※ 店舗の所在地は、札幌市内とします。ただし、本部納品契約（本部配送センター等への一括納品）の場合又は個店納品契約で札幌市民利便性の向上に寄与すると思われる次の a 及び b の要件を満たす場合に限り、札幌市に隣接する市町村に所在する店舗での指定袋等の取り扱いを認めます。

a 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第二条第二項に規定する大規模小売店舗であること。

b 店舗の所在が、札幌市の境界から概ね2 km以内であること。

- (2) 4種類の指定袋及び3種類の大型ごみシールを全て取り扱うこと。
- (3) 納付義務のある札幌市の市税の全ての税目を滞納していないこと。ただし、居住地が札幌市外の個人の場合は、当該居住地の市区町村税の全ての税目を滞納していないこと。また、主たる営業所が札幌市外に所在する法人の場合は、当該所在地の市区町村税の全ての税目を滞納していないこと。
- (4) 個人の場合は、成年被後見人若しくは被保佐人でないこと、自身を債務者とする破産手続き開始の申立てをしていないこと又は破産手続き開始の決定がされていないこと。
- (5) 法人の場合は、破産法、会社更生法若しくは民事再生法に基づく自身を債務者とする手続き開始の申立てをしていないこと又は手続き開始の決定がされていないこと。
- (6) 札幌市の指定袋及び大型ごみシールの制度の趣旨を理解し、協力すること。
- (7) 公金及び指定袋等の適正な管理ができること。
- (8) 会計事務等、札幌市の事務手続きを遂行することができること。
- (9) 市職員による立入調査や在庫調査に常時対応できること。
- (10) 暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）でないこと。

## 2 申請手続きについて

### (1) 提出書類等

収納事務を受託しようとする場合は、次に掲げる書類を札幌市に提出してください。  
なお、申請内容等の確認のため、その他の書類の提出をお願いすることがあります。

提出書類等	
申請書	札幌市公式ホームページからダウンロードできます。契約形態により、使用する様式が異なります。
納税証明書（指名願） （写し不可）	<ul style="list-style-type: none"><li>各市税事務所または市役所本庁舎2階市税証明窓口で取得してください（区役所での取得はできません。）。</li><li>納税証明請求書の記載に当たっては、以下のように記入してください。 「使用目的」の欄 ⇒ 「<input checked="" type="checkbox"/>その他（札幌市指定袋等取扱店申請）」 「証明種類」の欄 ⇒ 「<input checked="" type="checkbox"/>納税証明（課税額と納付状況）」 「証明項目（税目）」の欄 ⇒ 「<input checked="" type="checkbox"/>その他（指名願）」</li></ul> ※ 市外在住の個人の場合や、市外に主たる事業所がある法人の場合は、下記申請先までご相談ください。
140 円分の切手を貼付した返信用封筒	角2封筒（A4用紙が入るもの）に申請者の郵便番号、住所、氏名を記入してください。

### (2) 申請方法

郵送又は持参により申請してください。申請後の流れについては、「6 申請から指定袋等の取扱いまでの流れ」を参照してください。

#### 【申請先】

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎12階

環境局 環境事業部 循環型社会推進課

TEL：211-2912／FAX：218-5108

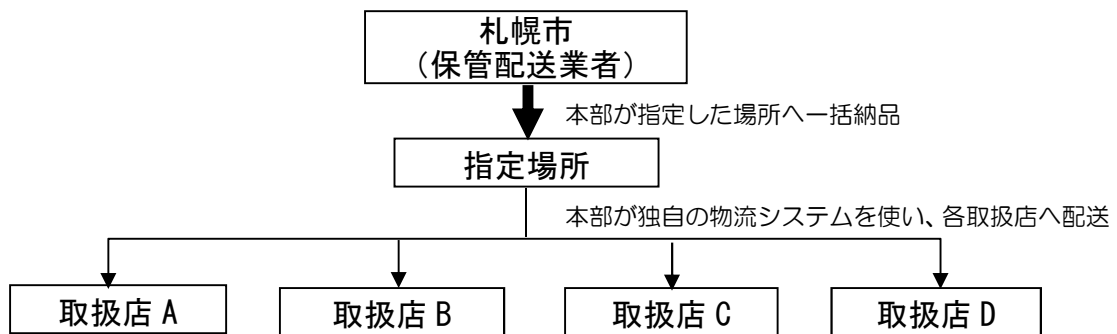
### 3 契約の形態について

収納事務委託契約の形態は以下の2種類があり、指定袋等の配送方法と受託者に支払われる委託料の率が異なります。

#### ■ 本部納品契約

本部納品契約は、複数の店舗で指定袋等を取扱う場合において、指定する1か所のみ指定袋等を配送する契約です。各取扱店への配送は、受託者が自ら手配することとなります。

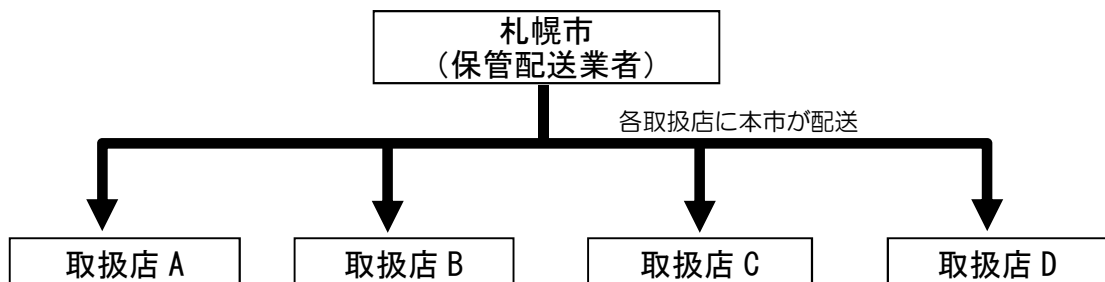
なお、フランチャイズ契約による加盟店等についても、取扱店とすることが可能です。



#### ■ 個店納品契約

個店納品契約は、取扱店ごとに指定袋等を配送する契約です。取扱店が1店舗の場合は、個店納品契約となります。配送は取扱店ごとに行いますが、現金払込書は必要に応じて合計額で作成し、指定する1か所のみ送付する場合があります。

なお、フランチャイズ契約による加盟店等についても、取扱店とすることが可能です。



#### 4 収納事務委託料について

毎月、指定袋等の納品数（月末締め）をもとに、札幌市に払い込んでいただく手数料額と札幌市が取扱店に支払う委託料額を算出します。

委託料額は、下表のとおりです。

		本部納品契約	個店納品契約
委託料額	指定袋	納品数に応じた <u>手数料額の9%</u> 相当額に100分の10を加えた額 (円未満切捨て)	納品数に応じた <u>手数料額の6%</u> 相当額に100分の10を加えた額 (円未満切捨て)
	大型ごみシール		

※ 払い込んでいただく手数料額から委託料額を差し引いた金額の現金払込書をお送りしますので、札幌市から受託者への直接の支払いは発生しません。

#### 5 申請内容の変更や契約解除について

##### (1) 申請内容の変更等について

取扱店の名称変更や増減、代表者の変更など、申請の内容に変更があるときは、「変更届」を提出してください。

##### (2) 契約の更新について

契約期間は単年度となりますが、本市及び受託者のいずれからも契約を終了する旨の申し出がないときは、その契約を1年間更新するものとし、以後同様とします。

##### (3) 契約の解除について

委託契約を更新しない場合や廃業等の事由により委託契約を解除しようとする場合は、「契約解除届出書」、「指定袋等返納届出書」及び「口座振替申出書」を提出の上、指定袋等の在庫を指定袋は組単位、大型ごみシールは枚単位で返納してください。

返納された指定袋等に係る払込み済みの手数料額については、委託料相当額を差し引いた上で還付します。

なお、札幌市は、返納される指定袋の集荷等を行いませんので、返納場所等を事前に環境局循環型社会推進課に確認してください。

#### 6 申請から指定袋等の取扱いまでの流れ

申請から指定袋等の取扱いまでの流れは、概ね以下のとおりです。なお、申請から委託契約の締結まで、概ね3週間程度かかります。

- ① 受託者 ▶ 札幌市 申請書類の提出
- ② 札幌市 ▶ 受託者 書類の審査、現地調査等の実施後、契約書等を送付
- ③ 受託者 ▶ 札幌市 契約書等に住所・氏名等を記入し、押印して返送
- ④ 札幌市 契約書の作成（委託契約の締結）
- ⑤ 札幌市 ▶ 受託者 契約書、配送依頼書、取扱店ステッカー等を送付
- ⑥ 受託者 ▶ 保管配送業者 指定袋等の配送依頼
- ⑦ 保管配送業者 ▶ 受託者 指定袋等の配送



### 第3 指定袋等の発注と配送

#### 1 指定袋等の発注と配送について

##### (1) 指定袋等の発注

指定袋等の発注は、所定の「配送依頼書」に必要事項を記入し、札幌市が委託する保管配送業者へファクシミリ（又はEメール）で注文することにより行います。電話での発注はできません。

##### ■指定袋、大型ごみシールの発注先

日本通運株式会社 札幌支店

（札幌東支店流通倉庫：札幌市白石区流通センター2丁目2-1）

●FAX 番号：011-846-6288

●Eメールアドレス：sprc\_g@nittsu.co.jp

・業務時間 9：00～17：30

・休業日 日・祝日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）

・問い合わせ電話番号：011-863-1052

※ 発注に関するお問い合わせの際は、配送依頼書に記載の取扱店番号をお申し出ください。

##### (2) 配送スケジュール

配送の依頼は、保管配送業者で随時受け付けます。受付が午前（0時から12時）の場合は翌営業日に、受付が午後（12時から24時）の場合は翌々営業日に配送します。

配送は、保管配送業者の業務時間（9:00～17:30）の間に行います。配送時間の指定はできません。なお、配送日が祝日の場合は、その翌営業日の配送となります。

発注曜日		木	金	土	日	月	火	水
配送曜日	午前受注の場合 （0時～12時）	金	土	月	火	火	水	木
	午後受注の場合 （12時～24時）	土	月	火	火	水	木	金

※ 発注時間が12時直前の場合、回線の混み具合等によって午後受注となり、配送日が翌々日となる場合があります。

##### (3) 発注時の注意事項

ア 納品後の返品やサイズ交換には原則応じません。種類や数量をよく確認してから発注してください。また、その発注頻度は週1回までとします。

イ 発注単位は、指定袋は箱単位、大型ごみシールは冊単位です。

ウ 大型ごみシールについては、原則として指定袋の配送依頼時に併せて発注してください。

エ 配送先独自の配送伝票等を使用することはできません。

オ 配送センター等に納品する場合において、取扱店ごとに仕分けして納品することはできません。

#### (4) 指定袋等の受領

保管配送業者が提示する配送伝票に受領印を押印し、取扱店控を受け取ってください。この受領印の押印を持って発注数量が確実に納められたことの証拠としますので、種類、数量を確認の上、受領してください。

配送伝票の受領印は原則として会社印、店舗印、受領者の個人印などで対応してください。やむを得ず署名（サイン）で対応する場合は第三者にも読み取れるように書いてください。

指定袋等の配送時に取扱店の方が不在などの理由により受領できなかった場合は、その当日の配送はできませんので、必ず配送日に受領できる体制を整えておいてください。

なお、受注や配送日に関する確認の通知は行っておりません。

#### ○配送依頼書（発注票）イメージ

指定袋等配送依頼書（発注票）						
FAX送信先						
名称	保管配送業者	FAX番号				
配送依頼者（発注者）		発注日				
取扱店番号	収納事務受託者名	令和 年 月 日 時 分				
配送先名称	配送先所在地					
配送先電話番号	依頼者名	（印刷用電話番号）				
下記のとおり、札幌市指定袋等の配送を依頼します。						
品目	種別	発注単位	数量	単価	金額	単位
指定袋	5リットル用	1箱(10枚1組×50組入)	1			箱
	10リットル用	1箱(10枚1組×50組入)	1	10,000円	10,000円	箱
	20リットル用	1箱(10枚1組×50組入)	1	20,000円	20,000円	箱
	40リットル用	1箱(5枚1組×100組入)	1	40,000円	40,000円	箱
大型ごみシール	200円券	1冊(10枚綴り)	1	2,000円	2,000円	冊
	500円券	1冊(10枚綴り)	1	5,000円	5,000円	冊
	900円券	1冊(10枚綴り)	1	9,000円	9,000円	冊
<small>※発注単位（納品単位）は、指定袋は1箱単位、大型ごみシールは1冊単位です。                  ※大型ごみシールの発注は、原則、指定袋発注時に併せて発注してください。                  また、大型ごみシールの発注は、週1回までとします。                  ※原則、午前中(0:00~12:00)発注の場合、翌日納品、午後(12:00~24:00)発注の場合、当日納品です。                  なお、配達日が日曜日にあたるなど、配送業者の休業日はあわむ場合は、必ず事前に確認をお願いします。</small>						
特記事項						
備考 この様式により発行いたします。						

実際に発注をおこなう方の氏名、電話番号を記入してください

配送を希望する指定袋及び大型ごみシールの数量を記入してください。

#### ○配送伝票イメージ

配送伝票・納品書（取扱店控）			
伝票No.	登録番号	出荷日	年 月 日
配送先住所	納品日	納品日	年 月 日
配送先名称	御中	配送業者	TEL: FAX:
指定袋	単価/単位	数量	納品金額(円)
指定袋 5リットル用	5,000円/箱	1	5,000
指定袋 10リットル用	10,000円/箱	1	10,000
指定袋 20リットル用	20,000円/箱	1	20,000
指定袋 40リットル用	40,000円/箱	1	40,000
大型ごみシール 200円券	2,000円/冊	1	2,000
大型ごみシール 500円券	5,000円/冊	1	5,000
大型ごみシール 900円券	9,000円/冊	1	9,000
計		箱 冊	91,000
備考			
受領書（配送業者控）			
伝票No.	登録番号	出荷日	年 月 日
配送先住所	納品日	納品日	年 月 日
配送先名称	御中	配送業者	TEL: FAX:
指定袋	単価/単位	数量	納品金額(円)
指定袋 5リットル用	5,000円/箱	1	5,000
指定袋 10リットル用	10,000円/箱	1	10,000
指定袋 20リットル用	20,000円/箱	1	20,000
指定袋 40リットル用	40,000円/箱	1	40,000
大型ごみシール 200円券	2,000円/冊	1	2,000
大型ごみシール 500円券	5,000円/冊	1	5,000
大型ごみシール 900円券	9,000円/冊	1	9,000
計		箱 冊	91,000
備考			
受領書（札幌市控）			
伝票No.	登録番号	出荷日	年 月 日
札幌市 宛	納品日	納品日	年 月 日
納品先住所	納品先住所	納品先住所	2次元コード
納品先名称	納品先名称	納品先名称	
指定袋	単価/単位	数量	納品金額(円)
指定袋 5リットル用	5,000円/箱	1	5,000
指定袋 10リットル用	10,000円/箱	1	10,000
指定袋 20リットル用	20,000円/箱	1	20,000
指定袋 40リットル用	40,000円/箱	1	40,000
大型ごみシール 200円券	2,000円/冊	1	2,000
大型ごみシール 500円券	5,000円/冊	1	5,000
大型ごみシール 900円券	9,000円/冊	1	9,000
計		箱 冊	91,000
備考			

受領印押印

受領印押印

## 2 不良品の交換について

### (1) 製造や輸送の段階で生じた不良品

製造や輸送の段階で生じたと認められる汚れや破損等があり、市民に交付することが適当でない指定袋等（以下「不良品」といいます。）は、代替品と交換します。この場合、「調整用配送依頼書」により保管配送業者に代替品との交換を依頼してください。

## (2) 取扱店において生じた破損等

取扱店において生じた指定袋の破損等については、やむを得ない理由がある場合に限り交換等に対応しますが、集荷は行いません。

この場合、「調整用配送依頼書」を使用して保管配送業者に交換を依頼することはできませんので、環境局循環型社会推進課までご相談ください。

## 第4 手数料の収納と指定袋等の交付・管理

### 1 手数料の収納と指定袋等の交付について

#### (1) 手数料の収納と指定袋等の交付

市民から手数料を徴収し、指定袋等を市民に交付します。

#### ■ 市民対応時の注意事項 ■

● 値引きや景品使用等の無償配布はできません。

札幌市が納品した指定袋及び大型ごみシールは、条例で定める「家庭ごみ処理手数料」を支払った方にお渡しするものです。

● 誤購入の場合でも手数料の払戻しは認めません。

陳列場所において「札幌市指定ごみ袋」の表示を明確にする等の対応をお願いします。

● 手数料の払戻しが生じないサイズ交換等は差し支えありません。

例えば、指定袋 20 リットル 1 組を 10 リットル 2 組に交換する等の交換は差し支えありません。ただし、交換後の指定袋等は補てんの対象とならず、再び交付用として使用していただくこととなりますので、取扱店の不利益とならないようご注意ください。

● 消費税及び地方消費税を別途徴収しないでください。

他の商品との一括会計も可能ですが、レジスターの設定に当たっては十分注意してください。

● 大型ごみは事前に申し込みが必要です。

手数料金額の分からない方は、申込をしていない可能性がありますので、大型ごみ収集センター（TEL：281-8153）にお申込いただくようご案内ください。

● 大型ごみシールを組み合わせて使用する場合があります。

大型ごみには 1,300 円と 1,800 円の区分があります。この場合は組み合わせて交付します。（1,300 円：900 円券 1 枚＋200 円券 2 枚、1,800 円：900 円券 2 枚）

※ 不良品が持ち込まれた場合の対応は、次ページの「2 不良品に関する市民対応について」を参照してください。

#### (2) レシート及び領収書の表示

レジスターで処理する場合はレシートを発行します。レシートには、「市ごみ手数料」など、札幌市の手数料である事が分かるように印字してください。

手書きの領収書を発行する場合には、受託者名の前に、「札幌市公金収納事務受託者」

と明記し、さらに公金収納事務受託者の固有番号（全取扱店共通：1092）を記載していただくことになります。

様式3

**領収書**

種

---

下記の金額領収しました。

札幌市家庭ごみ処理手数料として

領収金額 ￥

---

(領収内訳)

指定袋	費用	(手数料額)	円×(数量)	組
大型ごみシール	円券	(手数料額)	円×(数量)	枚

領収年月日 令和 年 月 日

札幌市公金収納事務受託者 NO. 1092

(店名)〇〇〇〇

公金受託者  
固有番号

備考 この様式によりがたいときは、これに準じて別の様式を用いることができる。

## 2 不良品に関する市民対応について

いずれの場合も、原則レシート等の提示を求め対応してください。(回収した不良品の交換については →「第3 指定袋等の発注と配送」参照)

### (1) 未使用の不良品が持ち込まれた場合

未使用の不良品が持ち込まれた場合は、不良品を回収し、良品と交換してください。指定袋が開封されている場合は、1組(40リットルは5枚、その他は10枚)となっていることを確認してください。

回収した不良品は、市民から持ち込まれた状態のまま保管し、保管配送業者に交換を依頼してください。

### (2) 1枚単位で不良品が持ち込まれた場合

1枚単位の指定袋の不良品の持ち込みがあった場合は、取扱店側の新品の封を開け、持ち込まれた枚数分だけ交換してください。

この場合、持ち込まれた不良品と封を開けて残った分とを合わせると1組になりますので、保管配送業者に対しては、組単位で交換を依頼してください。

### (3) 不良品現物がない場合

レシートがないなど、取扱店における交換が困難な場合は、指定袋に記載の製造者(表示者)又は環境局循環型社会推進課まで問い合わせるよう案内してください。

## 3 指定袋等の適正管理について

### (1) 指定袋等の適正管理

指定袋と大型ごみシールは、手数料に相当する金券的な性質を有するものです。管

理には万全を期すようお願いいたします。

保管配送業者から受領した後の指定袋の盗難や紛失等は、取扱店の責任で対応していただくことになります。

## (2) 出納簿の記帳

指定袋等の納品や市民への交付等、在庫に異動が生じた都度、本部においては「物品出納簿」、取扱店においては「現金・物品出納簿」を記帳し、適正な管理を行ってください。これらの出納簿の内容を具備している場合は、他の様式や電子的又は磁気的な方法による記帳でも差し支えありません。

これらの出納簿は毎月の提出の義務はありませんが、札幌市が検査を行う場合など必要に応じて本市の指示に従い提示できるように整理・保管してください。

## (3) 指定袋と大型ごみシールの数量管理

受託者の店舗では、全ての種類の指定袋と大型ごみシールを取り扱っていただく必要がありますので、欠品が生じないよう常時在庫の状況に注意してください。

## 第5 ごみ処理手数料の払込み

### 1 現金払込書と明細書の送付について

札幌市は、指定袋等の配送実績（毎月末締め）をもとに、受託者が札幌市に払い込む手数料額と札幌市が受託者に支払う委託料額を算出します。

払い込んでいただく手数料額から委託料額を差し引いた金額の現金払込書をお送りしますので、札幌市から受託者への直接の支払いは発生しません。

現金払込書は、指定袋等の納品のあった月の翌月中旬に発送します。現金払込書とともに、取扱店ごとの配送日や配送数量を記載した明細書を同封しますので、内容を確認してください。

#### ■計算例

個店納品契約で、指定袋 40ℓを1箱、大型ごみシール 200 円券 1 冊を納品した場合

○手数料：指定袋 40ℓ                   : 40,000 円/箱  
          ごみシール 200 円券       : 2,000 円/冊  
          合 計                         : 42,000 円

○委託料：42,000 円×6%×1.10 = 2,772 円

●差引払込額：42,000 円 - 2,772 円 = 39,228 円

### 2 ごみ処理手数料の払込みについて

#### (1) ごみ処理手数料の払込み

払込期限（納品のあった月の翌月末）までに現金払込書にて払い込んでください。

#### ■ごみ処理手数料の払込場所

##### ● 札幌市内に所在する金融機関等

銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合、ゆうちょ銀行及び郵便局等

##### ● 札幌市外に所在する金融機関

北洋銀行、北海道銀行、みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、三菱 UFJ 銀行、三井住友銀行、りそな銀行、北陸銀行及び三井住友信託銀行の全国の本店、支店及び出張所

北海道信用金庫、室蘭信用金庫、空知信用金庫、苫小牧信用金庫、北門信用金庫、北空知信用金庫、日高信用金庫、渡島信用金庫、旭川信用金庫、稚内信用金庫、留萌信用金庫、北星信用金庫、遠軽信用金庫および北海道労働金庫の北海道内の本店、支店および出張所

#### (2) ごみ処理手数料の未払いについて

ごみ処理手数料の払込みが滞った場合、指定袋等の納品を停止します。この納品停止措置は、札幌市が手数料の払込みを確認できるまで、解除しません。

また、契約を解除することもありますので、払込期限を厳守してください。

## 第6 その他

指定袋の外装袋と大型ごみシールには、バーコードが表示されていますので、POS システム等を導入している受託者は、読み取り設定を行うことが可能です。

### 【指定袋】

	GS1 事業者コード（国コード含む）							商品アイテムコード					CD
5リットル	4	5	3	5	9	8	7	0	0	0	0	6	5
10リットル	4	5	3	5	9	8	7	0	0	0	0	7	2
20リットル	4	5	3	5	9	8	7	0	0	0	0	8	9
40リットル	4	5	3	5	9	8	7	0	0	0	0	9	6

### 【大型ごみシール】

	GS1 事業者（国コード含む）							商品アイテムコード					CD
200円券	4	5	3	5	9	8	7	0	0	0	1	0	2
500円券	4	5	3	5	9	8	7	0	0	0	1	1	9
900円券	4	5	3	5	9	8	7	0	0	0	1	2	6

### 【指定袋の外装袋の大きさ及びダンボール箱の大きさ（目安）】

	入数	外装袋の大きさ		段ボールの大きさ		
		縦	横	縦	横	高さ
5リットル	10枚1組 50組入	27cm	24cm	27cm	24cm	18cm
10リットル	10枚1組 50組入	30cm	28cm	30cm	28cm	18cm
20リットル	10枚1組 50組入	23cm	20cm	24cm	40cm	30cm
40リットル	5枚1組 100組入	28cm	25cm	30cm	50cm	30cm

## 第7 お問い合わせ先

- 手数料の収納事務及び指定袋等に関すること  
 ・ ・ ・ 札幌市環境事業部 循環型社会推進課 TEL 211-2912
- 家庭ごみの収集に関すること  
 ・ ・ ・ 札幌市環境事業部 業務課 TEL 211-2916
- 指定袋の配送等に関すること  
 ・ ・ ・ 保管配送業者（→p7）

### 【手引きの作成】

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎12階

札幌市環境局環境事業部循環型社会推進課

TEL : 211-2912 / FAX : 218-5108